

発鳥後期高齢業第193号
平成21年1月16日

鳥取県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 岩井和由様

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 竹内 功

諮 問 書

鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第2項（同条第1項第6号）の規定により、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

鳥取県国民健康保険連合会へ介護保険の給付情報と突合するための後期高齢者医療情報を提供することについて

2. 諮問の内容 別紙「諮問説明書」のとおり

諮 問 説 明 書

1. 諮問の内容

鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「鳥取県国保連合会」という。）から、国保連合会介護給付適正化システムにおける「医療情報との突合」（医療情報と介護給付情報を突合することにより、誤った請求又は重複した請求などを確認）により、適正な介護給付を確保するため、本広域連合が保有する後期高齢者医療情報の提供について協力依頼があった。

鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第8条第2項（同条第1項第6号）に基づき、鳥取県国保連合会へ後期高齢者医療被保険者の医療情報を提供することについて、審査会の意見を求める。

2. 諮問の趣旨及び内容説明

介護保険制度は、制度の定着にともない、要介護認定者数及び介護サービス利用者が増加し、介護給付費が増大する中で、不適切な給付を削減する一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護保険給付費や介護保険料の増大を抑制することが、重要な課題となっている。

介護給付の適正化を効率的かつ円滑に進めるため、国、県、市町村（保険者）及び国民健康保険団体連合会が連携し、「介護給付適正化推進運動」を展開しており、その取組みのひとつとして、「国保連合会介護保険給付適正化システムの活用」があげられている。

鳥取県国保連合会では、介護保険者（市町村）から委託を受け、通常の介護給付費審査で検出困難な不適切もしくは不正な事業所や利用者を発見し、給付の適正化に活用していくため、介護給付適正化システムを運用し、老人保健受給者の入院情報等を介護保険の給付情報と突合し、請求日数の重複、請求サービスの整合性等の点検を行うための情報（リスト）を介護保険者へ提供している。平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、介護保険の給付情報との突合対象に後期高齢者医療の医療情報も加わったため、医療情報の提供依頼があったものである。

医療情報は、介護保険者（市町村）が委託した不正請求防止等の介護給付の適正化に活用される資料作成に利用されるものであり、介護保険事業の適正な運営を確保するため、鳥取県国保連合会への「医療情報との突合」業務に必要な医療情報の提供は必要であると考え。このため、個人情報保護条例第8条第2項で規定する目的外提供（個人情報保護条例第8条第1項第6号に該当する場合（実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき））を適用し、提供するものとした。

なお、国は、介護給付適正化事業の一層の推進を図るため、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合が突合に必要な情報を提供することは、以下の考え方にに基づき、個人情報保護法等において問題ないと示している。

- (1) 電算機等を用いて、診療報酬明細書及び介護給付費明細書の突合処理を行う国民健康保険団体連合会は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者であり、同法の規定による個人情報保護義務が課されているとともに、内部規定により個人情報保護に係る責務を明らかにしている。
- (2) 国民健康保険の保険者、後期高齢者医療広域連合などが、診療報酬明細書の情報を介護保険者又は介護保険法第41条第10号の規定に基づき審査及び支払に関する事務の委託を介護保険者から委託を受けた国民健康保険団体連合会が行う審査事務に必要な個人情報として利用又は提供する場合には、個人情報保護法第16条第3項第4号及び第23条第1項第4号の規定により、利用目的による制限及び第三者提供の制限には該当しない（被保険者又は受給者本人の同意は必要とされない）ため、個人情報保護法上の問題は生じない。

【個人情報保護条例】抜粋

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合及び本人に提供する場合は、この限りではない。

3 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3. 提供する個人情報

提供する個人情報は下表のとおりである。

項目	使用例等
医療機関コード	医療機関を特定する レセプトを特定する
保険者番号 被保険者番号 被保険者氏名 生年月日 性別	介護保険被保険者と医療保険被保険者とを照合する レセプトを特定する
請求年月 診療年月	レセプトを特定する
入院区分 保険診療実日数 保険決定点数 資格得喪失日 入院年月日	レセプトを特定する 保険資格を確認する
在宅訪問リハビリテーション指導管理料(医科)の有無 在宅患者訪問薬剤管理指導料(医科)の有無 在宅患者訪問栄養食事指導料(医科)の有無 在宅患者連携指導料(医科)の有無 訪問歯科衛生指導料(歯科)の有無 在宅患者訪問薬剤管理指導料(歯科)の有無 在宅患者連携指導料(歯科)の有無 在宅患者訪問薬剤管理指導料(調剤)の有無	介護給付情報との突合に用いる (医療と介護で同時に算定できないもの)
在宅患者連携指導料加算(訪問看護療養費)の有無 訪問看護情報提供療養費(訪問看護療養費)の有無 在宅時医学的総合管理料算定の有無	介護給付情報との突合に用いる (医療と介護で同時に算定できないもの)